

機器類の利用規則

2018/5 制定利用サークル協議会

1. 適用

この規則、は利用サークル協議会が保有する機器類の利用方法について定めます。

2. 対象機器

以下の機器を対象とします。

- ① ノートパソコン(富士通製)
- ② プリンタ(キャノン製)
- ③ プロジェクター(キャノン製)
- ④ CDカセットプレーヤー (東芝製2台、ソニー製1台)
- ⑤ ラミネーター(A3、A4 用:各1台)

3. 利用条件

- ① 利用協に加入のサークル、団体であること。
- ② 公民館内での使用に限ります。
- ③ 当日(9～17時)限りとする(2日間以上にまたがる持出しは禁止とします)

4. 利用方法

- ① 公民館窓口より鍵を受け取り、保管庫(2階の書庫)より持ち出して下さい。
- ② その貸出及び返却の際には、必ず「機器類の利用台帳」(別紙の様式)に所定事項を記入して下さい。

5. 利用料金

- ① 原則として無料とする。但し。プリンタで印刷する場合は、1枚10円とし、原則として10枚を利用限度とします(印刷用紙は利用協のものを無償で使用出来ます)。またラミネーターで利用協のシートを使用する場合は、A3は1枚20円、A4は1枚10円とし、10枚を利用限度とする。
- ② 利用料金は、書庫内の料金収納箱に収めて下さい。

6. ノートパソコンについて

- ① 起動、シャットダウンは正しく行う。
- ② アプリケーションソフトのインストールは行なわない。またインストール済みソフトの変更、バージョンアップなども行わない。
- ③ パソコン内にデータは残さないこと。

7. その他

- ① 機器の動作が異常と思われる時は、その内容を記入したメモを公民館事務室に提出して下さい(公民館は、その内容について一切関知しません)
- ② 機器は、必要により取扱説明書等を参照するなどして、丁寧に取り扱って下さい。
- ③ その他、落下とか不適切な取扱いで、故障、損傷した場合には、修復するための費用を請求することがあります。

以上